

生徒心得

わたしたちは、笠間高等学校の生徒として校訓「誠実・勤勉・自律」を自覚し、常に品位を保ち、学力の向上と人間としての修養に励み、明るい秩序ある学園を築くため、以下の事項を定めこれを励行します。

(1) 礼儀

「礼」は、社会生活において相互の人格を尊重する誠意のあらわれである。常に礼儀を重んじ、立派な人間となるように心がける。

(2) 通学

ア 通学の途中では社会道徳を守り、本校生徒として節度ある態度をとる。

イ 始業10分前（8時20分）までに登校する。

ウ 部活動・生徒会活動等特別の用件のないときは、16時40分（冬季は16時30分）までに下校する。それ以後になるときは、関係教員に申し出て許可を受ける。なお、本館・特別棟は機械警備が実施されているため、次の時間帯は入館できない。

・平日17時00分～翌日7時30分

・土・日曜日、祝祭日、学校閉庁日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 電車・バス等で通学する際は、言動に気を付け秩序を守り、他人に迷惑をかけない。学割・定期券の使用については、規則及び注意事項を守る。

オ 原付バイク・自転車等で通学する際は、交通法規をよく守り交通安全には十分注意し、交通事故防止に努める。

カ 事故にあったときは、速やかに学校に連絡する。

キ 通学時には、常に生徒手帳を携帯する。

ク 学校への欠席等の連絡については、次のとおりとする。

（ア）授業日8時30分～18時30分までは、電話で連絡する。

（イ）上記（ア）の時間帯以外及び土・日曜日、祝祭日、学校閉庁日、年末年始（12月29日～1月3日）は留守番電話での対応となるため、専用フォームから必ず保護者が入力する。

(3) 授業（学習）

ア 生徒の本分は学習であることを自覚し、予習・復習に心がけ学力の向上をはかるように努力する。

イ 授業中は私語を慎み、学習に専念する。また、友人の迷惑になるような行為は、絶対にしない。

ウ トラブル防止のため休み時間・昼休みであっても、他学年の階へは出入りしない。

(4) 校内生活

ア 登校後やむを得ず外出の必要が生じた場合は、HR担任に許可を受ける。

イ 校内における掲示・放送・広告・印刷物の配布等の行為は、校長の許可を受けなければならない。また、校内の秩序を乱すような行動・勧誘や無許可の集会をしてはならない。

ウ 生徒間での金銭や物品の貸借、許可なく金品の収集や物品を販売してはならない。

エ 学校生活に不必要な金銭・物品は携行しない。教室を留守にするときは、必ず施錠する。

カ 関係教員の指導時間以外は、火気使用を厳禁とする。また、ライター・マッチ類及び危険物等を持参・携帯してはならない。

キ 学校の建物・器具・備品等の公共物は、丁重に扱い許可を得て使用する。もし誤って損傷破壊したときは、HR担任又は関係教員に届け出て指導を受ける。

ク 職員室への出入りに際しては、礼とあいさつを励行する。職員会議、考査一週間前及び考査期間中は、入室を禁止する。

ケ 常に愛校心を持ち、校内の整理、環境の美化に努め、全員で協力し清掃の徹底に努める。

コ 定期の健康診断を受ける。疾病があるときは、早期に治療し常に健康の保持に努める。

サ 保健室に出入りするときは保健室使用規定、図書室の利用は図書室利用規定、部室の使用については部室使用規定をよく守る。

シ 積極的に部活動に参加し、精神の充実・体力の向上を図る。

ス 携帯電話等の使用については、時と場所に注意しマナーを守り使用する。

(5) 服装・頭髪等

服装・頭髪は、自覚と良識をもって高校生としての品位を保つ。

【笠間高校正装規定】

冬服期間（10月1日～5月31日）

A系：ブレザー・スラックス・ワイシャツ・ネクタイ・黒又は紺のくるぶしが見えない丈のソックス

B系：ブレザー・スカート（又はスラックス）・ワイシャツ・リボン・黒又は紺のハイソックス又は黒タイツ

夏服期間（6月1日～9月30日）

A系：スラックス・ワイシャツ・ネクタイ・黒又は紺のくるぶしが見えない丈のソックス

B系：スカート（又はスラックス）・ワイシャツ・リボン・黒又は紺のハイソックス又は黒タイツ

ア コート類

（ア）冬服期間において、登下校の際に防寒着としてブレザーの上にコートやウィンドブレーカー、ジャンパー等の着用を認める。

（イ）色は黒・紺・グレーの単色を基本とし、高校生として通学用にふさわしく華美でないものとする。

イ セーター・カーディガン

（ア）冬服期間において、ブレザーの下にVネックセーター又はカーディガンの着用を認める。

（イ）ブレザー裾・袖よりはみ出すようなサイズの着用は認めない。

ウ ベルト

（ア）単色無地とし、装飾品類（不要な穴・文字含む）の付いていないものとする。

（イ）色は黒とする。

エ 頭髪

（ア）高校生として通学・学習・進路にふさわしい髪型とし、常に清潔に保つ。

（イ）パーマ・カール・染毛・脱色等、特異な髪型は認めない。

オ 装身具等

（ア）指輪・腕輪・ピアス・ネックレス等は、一切認めない。

（イ）化粧をしてはならない。

（ウ）カラーコンタクト等は、認めない。

カ 所持品

（ア）学習に必要なものは、持参してはならない。

キ 履物

（ア）通学用靴は、ローファー（黒・茶系統）又は運動靴とする。

（イ）上履き及び体育館履きは、本校所定のものとする。

（ウ）靴下は、白・黒・紺・グレーとする。

（エ）タイツは、黒の無地とする。

ク 異装

（ア）特別の理由で異装するときは、校長の許可を受ける。

（6）校外生活

常に本校生徒であるという誇りと品位を保ち、規則正しい生活をする。

ア 外出するときは、本校生徒にふさわしい服装と頭髪をして、保護者等に外出先や用件、帰宅時間等を告げ許可を受ける。無断外出・外泊は絶対にしない。

イ 高校生にふさわしくない不健全な飲食店や娯楽施設への出入りはしない。

ウ 暴力行為や健康を損なう喫煙・飲酒、薬物乱用等の不良行為は絶対にしない。

エ 自転車や原付バイクを運転する際は交通法規をよく守り、交通法規違反や交通事故のないよう常に安全運転に努める。

オ 自動二輪運転・同乗や暴走族への加入、暴走行為には絶対に参加しない。

カ 校外で不慮の事故・災害にあったときは、速やかに学校へ連絡する。

（7）運転免許証に関する規定

ア 原付免許証

（ア）免許証の取得は1学年の夏休み以降とし、学校の休業日（夏休み・冬休み・春休み等）を利用して取得する。

（イ）免許証を取得する際は原付バイク免許取得願（届）を提出し、許可を受けてから受験する。

免許証の交付を受けたときは、1週間以内に原付バイク免許取得届を提出する。

（ウ）原付バイクを運転する際は、交通法規をよく守る。

イ 自動二輪等免許証

（ア）原付免許以外の二輪車に関する免許取得は、原則禁止とする。

ウ 普通自動車免許証

（ア）自動車学校への入校は、3学年の10月1日以降とする。

（イ）免許証を取得する際は、自動車学校通学届を提出してから自動車学校へ入校する。

（ウ）自動車学校への入校及び教習は放課後・休日とし、入校及び教習のための欠席・早退等は認めない。

（エ）自動車学校においても本校生徒であることを忘れず、自動車学校の規則に従い教習を受ける。

（オ）免許証の交付を受けたときは、1週間以内に普通自動車運転免許取得届を提出する。

（カ）免許証を取得しても、卒業まで四輪車の運転は原則禁止とする。

（8）自転車通学について

ア 許可条件

（ア）交通法規を遵守できるものとする。

- (イ) ステッカーは、必ず車両の指定位置に貼付する。
- (ウ) 車両は、所定の場所に置くことを原則とする。
- (エ) 自転車損害賠償責任保険等へ必ず加入し、通学時のヘルメット着用は努力義務とする。

イ 手続き

- (ア) 自転車通学許可願を提出する。

(9) 原付バイク通学について

ア 許可条件

- (ア) 自宅から最寄りのバス停（ない時は駅）までの距離が4km以上、かつ自宅から学校までの距離が片道概ね8km以上であることを原則とする。（交通が著しく不便な場合はこの限りではない）
- (イ) 原付バイク免許取得届を提出したものに限る。
- (ウ) 交通法規を遵守できるものとする。（ヘルメット着用、二人乗りはしない等【原付バイク通学の心得】を守ることのできるもの）
- (エ) 通学に使用する車両には、自賠責保険及び任意保険に必ず加入する。
- (オ) 車両の貸し借りは、厳禁とする。
- (カ) 車両は、所定の場所に置くことを原則とする。
- (キ) ステッカーは、必ず車両の指定位置に貼付する。

イ 手続き

- (ア) 原付バイク通学許可願を提出する。

(10) アルバイトについて

アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別な事情のあるものは、HR担任と面談をしてアルバイト従事許可願（届）を提出し、必ず許可を受けてから実施すること。なお、【アルバイト許可基準】にあわないものについては許可しない。

(11) 政治的活動等

18歳以上の生徒は有権者として選挙権を有し、選挙運動を行うことなどが認められる。ただし、以下の事項に十分留意すること。

- ア 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、本校生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことを禁止する。
- イ 放課後や休日等であっても、校内での選挙運動や政治的活動については禁止する。
- ウ 放課後や休日等に校外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと生徒が判断し、行うものであること。その際、公職選挙法等の法令に違反しないこと。

(12) カウンセリング（教育相談）

カウンセリングとは、生徒の諸問題について生徒、保護者等及び関係教員とカウンセラーが個人的に面談し、その解決を図るとともに生徒の人格的成長に助力を与えるものである。

本校ではカウンセリングルーム（相談室）を置き、カウンセラーが次の要領でカウンセリングに当たる。

ア 規則

- (ア) 相談内容については、絶対に秘密を守る。
- (イ) 生徒の意見を尊重し、誠意をもって相談に応じる。
- (ウ) 学業成績その他とは一切関係しない。
- (エ) 相談時間中の授業は、出席扱いとする。

イ 相談内容

- (ア) 学業、健康、性格、友人、行為、進路、異性、家庭問題、その他。

ウ 申し込み方法

- (ア) 教育相談係の教員又はHR担任に口頭で申し込む。

【原付バイク通学の心得】

常に安全運転を心がけ、交通法規をよく守り交通事故等の無いように心がける。

- 1 ヘルメットを必ず着用する。
- 2 免許証を常に携帯する。
- 3 常に車両の整備・点検に心がけ、通学途中でのトラブル等の無いように気を付ける。（ブレーキ、タイヤ、ライト、ウインカー、オイル等）
- 4 交通法規（特に、制限速度、一時停止、道路標識、信号等）を厳守する。
- 5 二人乗りは絶対にしない。
- 6 大型車をはじめ、原付バイク・自転車等他の車両と併走してはならない。
- 7 自転車を引っ張って走ってはならない。
- 8 幼児・老人・自転車の通行には、特に気を付ける。
- 9 校内ではエンジンを切り、押して歩く。
- 10 交通法規違反や交通事故を起こした場合は、直ちに学校へ連絡する。
- 11 悪質な交通法規違反や交通事故の場合は、原付バイク通学を取り消す場合もある。

【アルバイト許可基準】

- 1 アルバイトの目的が、家庭的・経済的な事由であること。
- 2 正常な学業遂行に支障がないこと。
 - （ア）学習成績が不振でないこと。
 - （イ）欠席・遅刻・早退がきわめて少ないこと。
 - （ウ）授業中の態度が良好であること。
 - （エ）校則を遵守できること。
- 3 就労条件について
 - （ア）通勤条件がよいこと。
 - （イ）就労時間は、午後8時までとする。
 - （ウ）労働報酬に惑わされないこと。
 - （エ）労働環境が適当であること。
- 4 就労職種に適さないもの
 - （ア）高校生の健全な発達を阻害するもの。
 - （イ）身体に危険を伴うもの。人体に有害なおそれのあるもの。
 - （ウ）教育的に好ましくないもの。（飲酒を伴う接客業務等に就業してはならない）
 - （エ）法令に違反するもの。
- 5 保護者等が就業条件を納得でき、使用者及び就業場所を確認できるもの。